時事新報

東京 明治十七年十二月廿二日 月曜日 第八百四十五號 日曜日休刊 定價金三錢

敍任

○明治十七年十二月十九日

任判事 檢事從六位 木原章六

時事新報

朝鮮革命政府ノ計畫

朝鮮國獨立黨ノ目的ハ國王陛下ヲ補ケテ獨立文明ノ大朝鮮國ト爲サントスルヨリ外ナラズ其謀主ハ朴泳孝、洪英植、金玉均、徐光範等ノ流ニシテ從來此人々ハ內ニ國王ノ信任ヲ得ルト雖ドモ其實金力アルニアラズ又兵力アルニアラズ風潮ノ赴ク所事ヲ成スノ機會ナシ加之近來事大黨ノ益朝野ニ充滿スルニ付テハ或ハ一身ノ安全モ計ルベカラズ我レヨリ先ンゼザレバ人ニ先ダヽルヽノ機ヲ察シテ力ヲ量ルニ遑アラズ云ハヾ運ヲ天ニ任セテ今回ノ大擧ニ及ビタルヿナラン事一タビ發シタル上ハ國王モ斷シテ獨立黨ノ所爲ヲ認可シ大政ノ權柄ヲ獨立黨ニ授ケ月ノ四日ヨリ六日マデ新政府ハ大ニ計畫スル所アリシモ支那兵ノ爲メニ大闕ヲ攻メラレ國王ヲ奪ハレ乱民蜂起事遂ニ成ラズ獨立黨中或ハ殺サレ或ハ遁レ朝鮮ノ政權再ヒ又事大黨類ノ手ニ落チタリトノ事ハ我輩既ニ前日ノ紙上ニ畧說シタリ然ルニ今我輩ガ接手シタル朝鮮ヨリノ來信幷ニ難ニ遭テ京城ヨリ歸國シタル人々ニ就キ今回革命政府ガ計畫シタル所ノ次第ヲ詳カニスルヲ得テ更ニ發明スル所ナキニアラズ此次第モ朝鮮政府ガ再ビ事大黨(事ロ支那人)ノ手中ニ落チタル今日ニ於テハ聊カ死兒ノ齡ヲ計フルノ歎ニ類スルノ嫌アリト雖ドモ亦以テ今回事變ノ次第ヲ詳カニスルノ裨益少ナカラザルノミナラズ革命政府ノ本旨ヲ知ルニ足ルベキモノナルガ故ニ左ニ其概略ヲ記ス

此度京城ニテ事變差シ起リ去ル四日ノ夜中ニ事大黨大方殺サレテ其政權ヲ失ヒ獨立黨之ニ代リ五日ノ日中ニハ政府官吏ヲ交迭セリ依テ五日ノ夜ヨリ六日ノ夕マテ獨立黨ハ政治ノ改革ヲ企テ、計畫セシヿ甚ダ多シ其次第ハ

第一 內侍府ヲ廢ス(六日巳ニ實行セリ)內侍府ハ所謂宦官ノ本廳ニシテ宦官ハ國王及ビ王親ノ給仕、宮殿及ビ山陵ノ侍衛ヲ掌リ又烽臺吏庫等ハミナ宦官ノ監守スルトコロナリ其數凡ソ二三萬人中ニ就キテ公平廳ノ宦官アリ百官萬民ノ上書建言カナラズ此廳ヲ經テ國王ニ達シ國王ノ綸達命令モ亦此廳ヲ經テ百官萬民ニ達ス故ニ其有力ナルコト譬フルニ物ナク且ツ宦官ハ概子ミナ賄賂ヲ貪レリコヽヲ以テ今回此等宦官ノ本廳ナル內侍府ヲ廢シコレマデハ宦官ニアラサレバコレニ任スル能ハサリシ諸官職モ今後ハ何人ニテモコレニ任スベキコトヽセリサレドモ六日ニコノ命令ヲ出シテ一旦ハ實行セシモ終ニ永續スル能ハズ歎スベキナリ

第二 宮內省ヲ設ケンコトヲ議ス(未タ實行ニ至ラズ)宮內省ハ組織全ク日本ノ宮內省ニ擬シ獨立黨首ト仰ガレタル朴泳孝ヲ以テ宮內卿トナシコレニ親軍前營(近衞兵ニ似タリ)大將ト左捕盜(警視局ニ似タリ)大將ヲ兼子シメ漸次ニ憲兵及ビ警察ノ制ヲ立テソノ式一ニ日本ニ倣ヒ專ラ王室ヲ尊崇スル積リナリシトイフ

第三 庶民ヲ四等ニス(巳ニ實行セリ)士農工商ヲ問ハズ文武ヲ別タズ宦官ニテモ才智ナルモノハ各々相當ノ官位ヲ與ヘ門地ノ弊ヲ破ル積リニテ巳ニ劉鴻基(中人ニテ參判以上ニ任ズル能ハザル人)ヲ左議政ニ命ズル積リナリシト云フ但シ昨年來朝鮮政府ニテハコノ旨ヲ全國ニ布示セシガ今ニ至ルマデ其名ノミニテ其實ナシ依テ此度コノ擧アリサレトモ亦タ永續スル能ハズ歎ズベキナリ

第四 遷都ヲ議ス(但シ未タ國王ノ允可ヲ得ズ)京城ト平壤トハ全國施政ノ便貿易運輸ノ利ヨリ論スルニ京城ハ遙カニ平壤ニ及ハズ且ツ平壤ハ西北境ニ近ク以テ支那及ビ露國ノ侵入ヲ禦クニ便ナルヨリコノ議アリシト云フ

第五 收稅ノ改革但シ未ダ細目ヲ議スルニ至ラズ

第六 全國ノ丈量田畝ノ改稅但シ未ダ國王ノ允可ヲ得ズ

第七 惠商局ヲ廢ス(六日ニ布告セリ)朝鮮ニテハ負商步商相合シ組合ヲ立テ之ヲ政府ヨリ監督シ共ニ國家ニ忠義ヲ盡スヲ名トスサレド其實負商步商ハ日本ノ所謂博徒ナレバ其弊害甚ダ多ク良民ミナコレヲ恐レ惡ミタレバ此度其本局ヲ廢シ且ツ負商及ビ步商ノ組合ヲナスヲ嚴禁セリ組合ノ人數ハ當時八萬餘人アリテ全國ニ行キ渡ルト云フ

此外支那トノ關係ニツキ議スルトコロ甚ダ多ク第一ニ朝貢使ヲ廢スルヿナドノ箇條モアリシト云フ畢竟スルトコロ此改革ハ朝鮮ヲ東洋ノ一獨立國トナサントセシニ外ナラザルナリ

朝鮮事變

○特派全權大使 參議兼外務卿伯爵井上馨君ハ特派全權大臣として朝鮮國へ差遣はさるゝ旨昨日仰渡されたるに付齋藤近藤の兩外務權大書記官田島吉川の兩准奏任御用掛及び屬官二名を隨へ本日橫濱港解纜の薩摩丸に搭して朝鮮國に赴く由

○朝鮮事變逸事 今回の朝鮮事變は前二日の時事新報欄內に揭げたる井上今泉兩氏の遭難記事にて詳細に判りたるが尙ほ兩氏より聞込みたる逸聞あれば之を記す事左の如し○支那兵の頓智 本月四日の夜郵征局にて閔氏暗殺の騷動ありし后、間もなく支那兵凡そ五十名計りは急に南大門に赴き無理に同門を推し開き二三時間を經て再び歸營せり其翌日此事を聞きしものゝ話しに右の支那兵等ハ多分閔氏を手に懸け潛かに其跡を暗ましたるなんとの事なりしが其實は支那兵の頓智にて右騷動の模樣を南陽に在る商船富祥號へ通知したるなり但し事變通知の爲めなれば二三人にて事足るべきなれ共元と南大門は支那兵の守り居る處とて言へ平日は夕七時より朝六時迄閉鎖して通行を許さぬ處ゆへ二三人にては中々通行するに難かるべしと扨ては五十名計りがぞろ〳〵と押し懸けて無理に門を開かせたるなりと支那にて今回の事變を速に聞知したるは蓋し右支那兵の通知ありしに因るならん歟○儒者の上疏 十一月廿八九日の頃慶尙道の儒者凡そ二百人國王に直疏するとて入京し一書を國王に奉りたり其旨趣は第一當五錢を用てより以來物價日增に騰貴し是迄の一文錢は全く其通用を止めたる姿となり其弊尠少に非ず故に此當五錢を廢せる事、第二服制を改革して袖を狹めたるは古禮に戾るを以て速に舊制に復する事、第三昨年以來發行の漢城旬報は兎角虛聞を傳て毎々正誤を爲し有害無益のものなれば是を廢する事、以上の三箇條を國王に請求したるも國王は之を許さゞ然るに右儒者等は上疏の趣を聞き屆けられざるも何等の故にや京城に留り居り引取らさりしと○朝鮮の大砲 朝鮮政府には元と龜末なる臼砲十二挺ありしも格別實用を爲すに足らず然るに近頃日本よりガツテリンク砲一挺を送り其他別に四挺の大砲を買入れ此五挺に附屬する彈藥と常に之を備へ置き國王が大闕に入り日本兵之を護衞せし時右五挺を据へ置きたるよし然るに日本兵が國王に辭し公使館に歸る時右の五挺は其儘にして立去りされど無論支那兵の手に入りし事ならん○閔氏暗殺の下手人 郵征局にて閔泳翊を刺擊したるは何人なるや未だ判然せざれど同氏の話に據れば同氏へ切り附けたるは柳赫魯と言へるものゝよしにて當時搜索中なりと石柳氏は一昨年朴泳孝の隨員となりて日本へ渡來せしものなりと又徐載昌も暗殺者の內に在りしと閔氏の言ひたるより捕盜廳は直に之を捕へたる趣なれば多分斬に處せられたるなるべし徐氏は徐載弼の弟にして曩に士官學校に入り今年朝鮮に歸り近頃郵征局の司事となり開業式の當日は臨席せしものなりと○會議黨 朴泳孝、金玉均、洪英植、徐光範、劉鴻基の人々は嘗て朝鮮の獨立を謀りしものにて日本人は之を獨立党又は日本党と呼べども朝鮮にてハ一般に會議黨と名く蓋し右の人々は高貴の身なるにも拘はらず每夜獨行して何れへか集り種々秘密なる評議を爲し今日に至る迄凡そ七八月の長きに及びたる故なり右五名の內劉鴻基は年齡六十前后にて嘗て一種の說を立て朱子學を排斥し朴、金諸氏の師匠なり今回の事變に就ては新聞上一度も其名を見ざれ共平生朴金諸氏と共に計畫せし所尠からぬ人ゆゑ多分事大党の手に落ちて殺されたるならん○朝鮮の兵 親軍四營中左右兩營は支那兵式にして前後兩營は日本兵式なれば其の技藝のためにその思想を異にし支那式兵は支那人と親しみ近く日本式兵は日本人と交り厚きを常とせしが今回の事變には四營ともに支那兵に應して日本人を攻めければわが輩とその定操なきを恨めりされどもそれ實支那式兵は支那人直接にこれを敎練し日本式兵は朝鮮人の日本に留學せしものこれを敎練したればそれ間自から愛着の思想に厚薄を生したり惟前營の兵士は朴泳孝が廣州留守たるとき募集して數月間同氏の麾下に置きたるものなればその過半は支那兵に應せずさきとも衆寡適せざるがゆへに悉く銃器を棄てゝ逃亡せりと○郵征局にて傷を負ひたる者 閔氏が郵征局にて暗殺せられたるとき從者杯の負傷せしもの都合六人にてその內一人は餘程甚しく負傷し生死の程を知らさと○桂洞宮にて暗殺せられし人 桂洞宮にて暗殺せられし人は遭難記事中にもあるが如く都合七人なるがこの外親軍左營の士官二人も亦暗殺せられたりといふ

○閔泳翊 今回朝鮮京城の變に其手始めとして郵征局門內に於て刺客の爲め重傷を負ひたる閔泳翊の黨する所に就ては世間色々に言ひ傳ふれども閔氏は獨立黨には非ずして事大黨に與し居たることは明白疑ふへからずと云へり現に今回の事變に先だつ三四箇月のみ閔氏は京城在駐の淸將袁世凱と義兄弟の盟約をなしたる由この義兄弟の盟約といふは朝鮮國に行はるゝ一種の風習にて一度此約を締ひたる以上は法律上道德上骨肉を分ちたる眞の兄弟と毫も異なる所なし左れば閔、袁の二氏は國を殊にし姓を異にそるも其關係に至りては兄たり弟たるものなり其他近來閔氏の所爲は其事大黨たるを觀るへきもの寡からずと云

○事變顚末の具申 過日歸朝せし木下外務一等屬は去る十九日內閣に出頭し大臣參議の前にて今度朝鮮に起りたる事